

後期高齢者医療制度に変わります

来年4月から、現在の「老人保健制度」が「後期高齢者医療制度」となり、75歳以上の方の医療保険制度が変わります。今回は、後期高齢者医療制度の中で、広域連合がどのような医療給付を行うのかを簡単に説明します。なお、医療給付に係る各種申請は、これまでどおり市役所担当課窓口で手続きができます。

I. 医療機関での支払について

【自己負担割合】

— 一般 1割負担 現役並み所得者 3割負担

現在の老人保健制度と同じように、所得に応じて自己負担割合が変わります。来年4月の制度施行時は、現在の自己負担割合が継承されます。

II. 広域連合が行う医療給付について

広域連合が行う法律による給付は次のとおりです。

- (1) 療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費及び移送費が支給されます。
- (2) 高額療養費及び高額介護合算療養費が支給されます。
- (3) 葬祭費が支給されます。

III. 医療費が高額になったとき

同一月内の保険給付に係る医療費が高額になったときは、自己負担限度額を超えた分が支給されます。

所得の区分	自己負担限度額		
	外来	入院	世帯単位
現役並み所得者	44,400円	80,100円+1% (44,400円)	80,100円+1% (44,400円)
一般	12,000円	44,400円	44,400円
低所得	8,000円	24,600円	24,600円
		15,000円	15,000円

※「+1%」は、医療費が267,000円を超えた場合、超過額の1%が追加負担となります。
※()内は年4回以上該当した場合の4回目以降の額となります。

【計算の仕方】

外来については、同一月内に支払った金額を個人単位で合算して、自己負担限度額を超えた分が支給されます。

入院については、自己負担限度額までの窓口支払となります。また、同一月内の外来と入院の自己負担額を合算して、世帯単位の自己負担限度額を超えた分が支給されます。但し、入院に係る食事代及び居住費等の自費分は除いて計算させていただきます。

IV. 支払方法について

医療給付については、広域連合から原則として銀行振り込みによりお支払いいたします。

茨城県後期高齢者医療広域連合 〒311-4141 茨城県水戸市赤塚1丁目1番地ミオス1階

☎ 029-309-1212 ☎ 029-309-1126 <http://www.ibaraki-kouikirengo.ecnet.jp/>

問合せ

市民課医療グループ(玉造庁舎)

☎ 0299-55-0111

☎ 0299-55-0110



坂本市長は「今日の平和と繁栄が多くの戦没者の尊い犠牲によることを次世代につないでいくことが、私たちの責務です」と追悼の辞を述べました。

式では、参加者全員で黙とうをささげ、遺族を代表して行方市遺族会の飯田敏雄会長が「このような戦争を二度と繰り返さないよう要望し、次の世代へと語り継ぐ責任を強く感じております」とあいさつ。

戦没者をしのぶとともに、恒久の平和を願いました。

戦後62年が経過し、戦争に対する記憶が薄れていく中で、約500名の遺族や関係者らが参列し、戦没者をしのぶとともに、恒久の平和を願いました。

戦没者をしのぶ